

早期発見

早期対応

未然防止

早期発見のために

- 担任**
 日常観察
 被害者からの相談
 周囲の子どもからの情報提供
- 教職員**
 児童の学校生活（会話・行動・表情・身体症状）
 生活アンケート（6月・11月）
 心とからだの健康観察の実施（9月）
 Q U（年2回）の実施と活用
 教職員同士の日常的情報交換
 職員朝会・会議での情報共有
 保護者からの情報・相談
- 学校外**
 外部からの情報提供、通報



管理職への報告（担任→生徒指導主事→副校長→校長）
 学校いじめ防止対策委員会

- 緊急会議開催
- 情報の整理
 - 「いじめ」かどうかの判断
 - 対応方針の確認

組織としての対応

- 1 いじめの事実確認（正確に 迅速に）**
- 被害者からの詳細の確認（聴き取り）
 - 周囲の子等からの詳細の確認（聴き取り）
 - 状況把握で事実を固める
 - 聴き取りの役割分担
 - 加害者からの聴き取り
 - 事実確認
 - 事実をもって丁寧に聴き取る
 - 自白の強要にならぬように

- <緊急会議>
- 全容の確認
 - 対応方針の確認



- <町教委への報告>
- まずはいじめの事実を一報（電話・口頭）
 - 一旦指導が済んだものは、報告書提出
 - 町教委から指示の場合類未報告書

被害者の安全確保

いじめのレベル（区分）について

区分	態 様	具体的手段等
I	<ul style="list-style-type: none"> 単発的、被害者・加害者の力関係未分化 特定されない個人と集団や1対1など 周囲認識 なし <p>→潜在的段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> けんか いじわる 〇〇ごっこなどの過激な遊び
II	<ul style="list-style-type: none"> 力関係一方向化 被害者・加害者が特定されつつあるが、単発的で短期間 周囲認識 半数 <p>→兆候段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> 無視 悪質な悪口 嫌がらせ
III	<ul style="list-style-type: none"> 被害者・加害者がはっきり特定 日常化、集団化、長期化する 腹痛、不眠などの身体症状 周囲認識 全員 <p>→一般化段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> 物かくし 仲間はずれ 暴力的な扱い 強要
IV	<ul style="list-style-type: none"> ゲーム化、陰湿化、巧妙化 歯止めなくエスカレート 身体症状が深刻化 不登校など 周囲（担任も）容認 <p>→無秩序段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> 暴行 脅迫 使いパシリ
V	<ul style="list-style-type: none"> 暴行など際限なく残忍化 無力感、絶望感などの極限状況 周囲認識 4層化（被害者）（加害者）（聴衆）（傍観者） <p>→崩壊段階</p>	<ul style="list-style-type: none"> リンチ 辱め 残虐行為

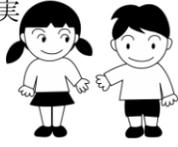
- 2 いじめへの指導**
- 加害者への指導
 - 形式的謝罪にならないう、問題の本質を明らかにする。社会性の向上、人格の成長に主眼を置く。
 - 集団への指導
 - いじめは許されない行為であることを繰り返し指導。自分と他者の違いを認める集団へ。
 - 加害者、保護者への対応
 - 事実説明、協力要請、助言
 - 被害者、保護者への対応
 - 事実説明、支援の決意・方針表明

- 3 重大事態の場合**
- 学校
 - 直ちに教育委員会に報告
 - 教育委員会
 - 町長への報告
 - 調査
 - 学校主体
 - 教育委員会主体 ……（調査委員会設置）
 - 被害児童、保護者へ確認した事実を説明、今後の対応表明、実行
 - 犯罪の場合 警察への通報

未然防止のために

『自分がされて いやなことは 人にしない 言わない』

- いじめ防止学校基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- 道徳教育・人権教育・体験活動の充実
- P T Aによるいじめ防止の取組
- 児童会によるいじめ防止の取組
- 教職員いじめ防止研修会
- 職員の人権意識の向上
- いじめ対策の学校評価



いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<大東小学校としての構え>

- いじめは、いつでもどの子にも起こりうる。
- いじめは見ようと思っていなくて見つけにくい。

<いじめ未然防止の具体>

- 魅力ある学級・学校づくり
 - わかる授業の推進
 - 「わかった、できた」という達成感
 - 規範意識、主体的判断力、自治力の育成
 - いじめ、暴力、差別や偏見を許さない指導
- 生命や人権を大切に指導の充実
 - 自然や生き物とのふれあい、幅広い世代との交流等体験活動の充実
 - 他を思いやる心、自律の心等、特別の教科「道徳」の充実
- 自己指導力の育成
 - 自己存在感、共感的人間関係、相手を理解し、よりよく関わろうとする態度の育成、自己決定の場を与える等、すべての教育活動において自己指導力の育成を行う。
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - スマートフォン、通信型ゲーム機等の使い方についての指導を推進する。

